

公益通報者保護規程

平成 18 年 3 月 17 日 決 定

平成 24 年 5 月 25 日 一部改正

平成 31 年 3 月 5 日 一部改正

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、公益通報者保護法(以下、「法」という)が規定する労働者等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって法令遵守を旨とする本会の健全な経営に資することを目的とする。

(通報対象)

第 2 条 本規程に定める通報とは、法が規定する国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律に規定する犯罪行為の事実が生じ、または正に生じようとしているものを対象とする。

2 前項のほか、法令違反一般及び倫理違反行為についても、法の趣旨をふまえて通報対象とする。

第 2 章 通報対応体制

(通報対応責任者)

第 3 条 本規程による通報対応の責任主体を明確にするため、本会に通報対応責任者を置く。

2 通報対応責任者は、事務局長があたるものとする。

(通報及び相談窓口)

第 4 条 役職員等からの公益通報に関する相談及び通報の窓口は、本会総務部長及び本会の福祉サービスに関する苦情解決規程に基づく第三者委員、並びに弁護士法人札幌・石川法律事務所とする。

(通報の方法)

第 5 条 通報窓口及び相談窓口の通報方法は電話・FAX・書面・面会とする。なお、電子メールは通報者の特定及び保護を行なう上で困難であることを理由として、当面、通報方法とはしないものとする。

2 匿名通報に対しては、原則としてこれを受け付けないものとする。ただし、身元を開示して通報を行なうよう通報者に継続して説得するものとする。

(通報者及び相談者)

第 6 条 通報窓口及び相談窓口の通報者は、本会の役員・評議員、事務局規程に定める

正規職員、嘱託職員、臨時職員、本会退職者、及び本会事業に係る利用者、家族、並びにボランティア、取引事業者の職員等とする。

(調査)

- 第7条 通報された事項に関する事実関係の調査は弁護士法人 札幌・石川法律事務所が行なう。
- 2 前項の弁護士法人 札幌・石川法律事務所所属の弁護士は、事実関係の調査にあたり、本会関連部署職員に協力を求めることができる。
 - 3 通報対応責任者は、調査する内容によって、関連する部署の構成員からなる調査チームを設置することができる。
 - 4 書面等での通報があった後、事実関係の調査を行なう場合は、その旨を通報者に対し20日以内に通知するものとする。

(協力事務)

- 第8条 法人の役員・評議員、事務局規程に定める正規職員、嘱託職員、臨時職員は、通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には協力しなければならない。

(是正措置)

- 第9条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は速やかに是正措置を講じるものとする。
- 2 本会は必要に応じ関係行政機関にその概要を報告する等所要の措置を講ずるものとする。

(法人内処分)

- 第10条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則にしたがって処分を課すことができる。

(記録及び事務体制)

- 第11条 通報受理に基づく各種対応事務等を執り行うための通報対応担当者を置く。
- 2 通報対応担当者を総務部長とする。
 - 3 通報対応担当者は、通報受理者に協力し、通報内容を通報受付票(別紙1)により記録する。
 - 4 通報受理者は総務課長とする。

第3章 当事者の責務

(通報者の保護)

- 第12条 本会は、通報者が相談または通報したことを理由として通報者に対して解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行なわない。
- 2 本会は、通報者が相談または通報したことを理由として職場環境が悪化することのないように適切な措置を講ずる。また、通報者に対して不利益な扱いや嫌がらせ等を行なった者がいた場合には、就業規則に従って懲戒処分を課すことがで

きる。

(秘密保持の徹底)

第13条 本会及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を漏洩してはならない。また退職後あるいは退任後においても同様とする。

2 本会は正当な理由なく個人情報を漏洩した者に対し、就業規則に従って懲戒処分を課することができる。

(通知)

第14条 通報対応責任者は、通報者に対して調査及び是正の結果について、被通報者(その者が不正を行なった、行なっている、または行なおうとしているとして通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ遅滞なく通知する。

(不正目的の通報)

第15条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行なってはならない。本会は、そのような通報を行なった者に対し、就業規則に従って懲戒処分を課することができる。

(通報または相談を受けた者の責務)

第16条 通報または相談を受けた者は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

2 通報または相談を受けた者は、通報内容が本会と直接関わりのない事項である場合においては、処分権限等を有する行政機関を紹介する等適切に対応するものとする。

(利益相反者の排除)

第17条 通報対応担当者等通報処理に従事する者あるいは通報または相談を受けた者は、通報内容が自ら関係する事案の場合、当該通報対応に従事してはならない。

2 前項による利益相反者がある場合、会長が代替担当者を指名する。

第4章 その他

(記録)

第18条 通報対応責任者は、通報から調査、改善までの経緯と結果について通報案件管理表(様式2)により記録する。

(結果の公表)

第19条 本会事業の法令遵守の徹底を図るため、本規程に基づく通報対応状況について、個人情報に留意の上、理事会に報告する。

(所管)

第20条 本規程の所管は、総務部企画総務課とする。

- 附則 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 附則 この規程は、平成23年4月1日に遡って施行する。
- 附則 この規程は、平成24年4月1日に遡って施行する。
- 附則 この規程は、平成31年3月5日から施行する。